



# 島根県報

平成19年10月 9 日 (火)  
第 1,921 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

告 示		
保安林の指定施業要件の変更 ( 5 件 )	( 森 林 整 備 課 )	1
公 告		
島根県立都市公園の指定管理者の募集	( 都 市 計 画 課 )	3
島根県産業交流会館の指定管理者の募集	( 商 工 政 策 課 )	8
産業高度化支援センターの指定管理者の募集	( 産 業 振 興 課 )	10
正 誤		
平成19年 9 月14日付け島根県報第1,914号中	( 森 林 整 備 課 )	13

## 告 示

### 島根県告示第807号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年10月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和53年 6 月 7 日農林省告示694号（ 1 及び 2 に係るものに限る。）、昭和62年 7 月15日農林水産省告示第880号、昭和63年 8 月 2 日農林水産省告示第1110号（ 1 に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第808号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年10月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和54年2月15日農林水産省告示第193号、平成5年8月17日農林水産省告示第911号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第809号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年10月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

平成3年8月5日農林水産省告示第996号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第810号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年10月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

平成9年2月4日農林水産省告示第196号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第811号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年10月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市旭町来尾820 - 3
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

## 公 告

---

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成19年10月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集の目的  
島根県立都市公園（以下「公園」という。）は、公共の福祉の増進に資することを目的として設置されたものである。  
平成17年4月から、本公園の管理について、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された「指定管理者制度」を導入し、公園の管理を行ってきたところであるが、指定期間が平成20年3月31日をもって満了となるため、指定管理者を募集することとした。
- 2 指定管理者が管理する公園の概要
  - (1) 浜山公園  
ア 所在地 出雲市浜町・大社町北荒木地内  
イ 公園規模 面積54.9ヘクタール  
ウ 施設 体育館、陸上競技場、補助競技場、球技場、野球場、テニスコート、広場、園路、駐車場等
  - (2) 石見海浜公園  
ア 所在地 浜田市国分町・久代町、江津市敬川町・波子町地内  
イ 公園規模 面積147.3ヘクタール  
ウ 施設 オートキャンプサイト、ケビン、テニスコート、広場、園路、駐車場等
  - (3) 万葉公園  
ア 所在地 益田市高津町・飯田町地内  
イ 公園規模 面積48.4ヘクタール  
ウ 施設 オートキャンプサイト、野外音楽堂、和風休憩所、広場、園路、駐車場等
- 3 募集の方法  
指定管理者の募集に当たっては、2に掲げる各公園について、公園ごとに募集する。

## 4 指定管理者が行う業務

- (1) 都市公園の維持管理に関する業務
- (2) 有料公園施設（これに附属する設備及び器具を含む。以下「有料公園施設」という。）の利用の許可に関する業務
- (3) スポーツの普及及び振興に関する業務（浜山公園に限る。）
- (4) その他島根県立都市公園指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）で定める事項

## 5 指定の期間

平成20年4月1日から2年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 6 管理に要する経費等

## (1) 委託額

## ア 浜山公園

支出見込額 181,842千円（維持管理費）

収入見込額 32,355千円

提案事業による加算額 4,300千円以内

通常の維持管理費とは別に、サービス向上策、集客対策、経費縮減対策など、施設の効果的かつ効率的な運営のための事業を応募者からの提案内容により加算する。

（例）施設の開館時間延長

事務の効率化のための設備導入

大会・イベントの誘致

ボランティア団体の育成

年間委託額 153,787千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

2年間の委託額 307,574千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

## イ 石見海浜公園

支出見込額 144,389千円（維持管理費）

収入見込額 19,600千円

提案事業による加算額 3,021千円以内

通常の維持管理費とは別に、サービス向上策、集客対策、経費縮減対策など、施設の効果的かつ効率的な運営のための事業を応募者からの提案内容により加算する。

（例）施設の開館時間延長

事務の効率化のための設備導入

大会・イベントの誘致

ボランティア団体の育成

年間委託額 131,028千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

2年間の委託額 262,056千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

## ウ 万葉公園

支出見込額 37,615千円

収入見込額 1,092千円

年間委託額 36,523千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

2年間の委託額 122,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

## (2) その他

ア 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、有料公園施設の利用料収入は、指定管理者の収入とする。

イ 委託料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準とし毎月支払う。

ウ 2年目の委託料については、「島根県財政健全化基本方針」決定後、見直しを実施する必要があると認められた事項について指定管理者と協議の上、減額することがある。

#### 7 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

#### 8 申請の手続

##### (1) 申請書

島根県都市公園条例施行規則（昭和49年島根県規則第71号。（以下「規則」という。））に定める様式第12号

##### (2) 事業計画書

事業計画書の大きさはA4判とし、次の内容を記載すること。

ア 指定管理者に応募する理由

イ 都市公園の管理運営に当たっての基本方針

ウ 利用者サービスの向上策

エ 緊急時（利用者の事故又は災害等）の体制及び対策並びに防災対策

オ 利用者の要望の把握及び実現策

カ 自主事業実施計画

キ スポーツ教室の実施計画（浜山公園に限る。）

ク スポーツ指導計画（浜山公園に限る。）

ケ 職員の研修体制

コ 苦情等の未然防止と対処方法

サ 平成20年4月1日から業務を遂行するための移行計画（現指定管理者以外の団体のみ。）

シ 現に従事している職員の雇用についての考え方（現指定管理者以外の団体のみ。）

ス 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）

セ 施設の現状に対する考え方及び将来展望（中長期的な経営方針）

ソ 施設の効果・効率的な運営のための提案事業（浜山公園、石見海浜公園に限る。）

##### (3) その他申請に必要な書類

ア 指定管理期間の収入見込み並びに管理運営に要する経費の総額並びにそれらの内訳

イ 有料公園施設の利用料金設定表

ウ 団体の活動実績書（規則に定める様式第13号）

エ 過去3年間に活動している場合にあっては、過去3年間の決算書

オ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記簿謄本及び納税証明書

##### (4) 提出部数

正本1部（(3)のオにあっては、原本1部）及び副本6部

(5) 提出期限、提出先及び提出方法

ア 提出期限

平成19年11月19日(月)午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成19年11月19日(月)午後5時必着とする。

イ 提出先

16に記載する場所

ウ 提出方法

郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

9 募集要項等の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

平成19年10月9日(火)から平成19年11月19日(月)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

16に記載する場所

10 説明会

説明会は、次のとおり開催する。

説明会に出席を希望する応募者は、平成19年10月29日(月)正午までに16に記載する場所まで連絡すること。

(1) 浜山公園

ア 開催日時 平成19年10月30日(火) 午前10時から正午まで

イ 開催場所 浜山公園体育館多目的室

(2) 石見海浜公園

ア 開催日時 平成19年10月31日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで

イ 開催場所 石見海浜公園管理センター

(3) 万葉海浜公園

ア 開催日時 平成19年10月31日(水) 午前10時00分から正午まで

イ 開催場所 島根県益田合同庁舎第1会議室(5階)

11 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、都市公園の効用を最大限に発揮できるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、都市公園の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った都市公園の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

オ スポーツの普及及び振興が図られるものであること(浜山公園に限る。)

(2) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県土木部が設置する島根県立都市公園指定管理者候補選定委員会(以下「委員会」という。)において、審査基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査の後プレゼンテーションを

行う。書類審査の結果は、平成19年11月27日(火)までに申請者に連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成19年12月中旬に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 審査結果は、候補者選定後申請者全員に書面により通知し、公表する。

## 12 指定管理者の指定及び協定等

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。11の(2)で選定した法人等(以下「選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として、平成20年2月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者の指定となる。

### (2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、島根県立都市公園の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

## 13 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、公園利用者の被災に対する第一次責任を有し、公園又は公園施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

## 14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

## 15 留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかつたとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。

(3) 公園管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

(4) 新たに法人等を設立する場合には、島根県議会における指定管理者の指定の議決(平成20年3月上旬予定)までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(6) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、事業の履行が確実でない認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(7) 申請に当たっては、島根県立都市公園条例、規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

16 書類の配付場所及び提出先（問合せ先）

- (1) 郵便番号 690 - 8501
- (2) 住所 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県土木部都市計画課管理グループ
- (4) 電話番号 0852 - 22 - 5210
- (5) ファクシミリ 0852 - 22 - 6004

島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号）第6条の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成19年10月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 管理を代行させる施設

- (1) 施設名  
島根県立産業交流会館
- (2) 所在地  
島根県松江市学園南一丁目2番1号
- (3) 面積  
敷地面積32,045平方メートル、延床面積15,718平方メートル
- (4) 施設構成  
大展示場、多目的ホール、小ホール、国際会議場、商談室、会議室、大会議室、特別会議室、特別室、屋外展示施設、事務室、一般駐車場ほか

2 指定管理者が行う業務

- (1) 会館の施設及び設備の利用の承認に関する業務
- (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他会館の管理運営に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

3 管理期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間（予定）。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがある。

4 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年



を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

5 指定管理者募集要項の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

平成19年10月9日(火)から平成19年11月8日(木)までの毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

島根県商工労働部商工政策課

6 現地説明会

(1) 開催日時

平成19年10月25日(木)午後1時30分

(2) 開催場所

島根県立産業交流会館

(3) その他

現地説明会に出席を希望するものは、平成19年10月24日(水)までに11に記載する場所まで連絡すること。

7 提出書類

(1) 指定管理者指定申請書(島根県立産業交流会館条例施行規則(平成16年島根県規則第82号)に定める別記様式)

(2) 事業計画書及び収支予算書

(3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 団体の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 島根県税について、未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書

(9) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 提出書類の提出部数、提出期間及び提出方法

(1) 提出部数

正本1部及び副本9部

(2) 提出期間

平成19年11月9日(金)から平成19年11月19日(月)までの毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし日曜日及び土曜日を除く。(郵送の場合は書留とし、11月19日(月)午後5時までに必着のこと。)

(3) 提出方法

11に記載する場所まで郵送又は持参により提出すること。

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

学識経験者等5名の委員で構成する島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、次の審査基準に基づいて総合的に評価して選定する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、会館の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(3) 面接審査等

候補の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会による面接審査を行う。面接審査の日時、場所等については、該当の申請者に別途連絡する。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、文書で通知するとともに公表する。

10 留意事項

応募に係る詳細については、指定管理者募集要項によるものとする。

11 問合せ先

郵便番号 690-8501

住所 松江市殿町1番地

担当部局 島根県商工労働部商工政策課

電話 0852 - 22 - 5282 (直通)

ファクシミリ 0852 - 22 - 6039

電子メール shoko-seisaku@pref.shimane.jp

ホームページ <http://www.pref.shimane.jp/section/shoko/>

島根県立産業高度化支援センター条例（平成16年島根県条例第60条）第17条第1項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成19年10月9日

島根県知事 溝口善兵衛

1 管理を代行させる施設の概要

(1) 概要

ア 名称 島根県立産業高度化支援センター（愛称：テクノアークしまね）

イ 住所 松江市北陵町1番地

ウ 建物構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 4階建1棟 3階建1棟 2階建6棟

鉄筋造及び木造 2階建1棟

鉄筋造 2階建2棟

エ 延床面積 22,490平方メートル

オ 敷地面積 77,057平方メートル

カ 開館年日 平成13年10月

キ 主な施設

創業準備室、創業支援室、研究開発室、プロジェクト研究員室、会議室及び駐車場

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とし、詳細は別に配付する島根県産業高度化支援センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(1) 島根県立産業高度化支援センター（以下「センター」という。）の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務

(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 島根県立高度情報化センター条例（平成11年島根県条例第9号）第3条に規定する島根県立東部情報化センター（以下「情報化センター」という。）及び島根県立産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49条）第2条第1

項の規定により設置された島根県産業技術センターの施設及び設備で仕様書に定めるもの（以下「センター外施設等」という。）の維持管理に関する業務

(4) その他必要な業務（仕様書に記載）

### 3 指定期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間を予定

### 4 管理に要する経費

年間委託額 222,261千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

### 5 応募資格

指定管理者に応募するには、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

### 6 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外する。

- (1) 島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会委員に個別に接触した場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (4) 提出書類の提出後に事業計画の内容を変更した場合
- (5) その他不正な行為があった場合

### 7 申請の手続き

#### (1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号。以下「規則」という。）に定める様式）

イ 事業計画書

ウ 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類

エ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支予算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

オ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

カ 法人等の概要を記載した書類

キ 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

ク 指定管理に係る指定期間各年度分の収支予算書

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 提出部数 正本1部及び副本9部

(3) 提出期限 平成19年11月19日（月）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、平成19年11月19日午後5時必着とする。

## (4) 提出方法

郵送又は持参

## (5) 提出先

14に記載する場所

## (6) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 複数の団体での共同による申請の場合は、その団体の名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

エ センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

オ 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

カ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

キ 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。

## 8 指定管理者の候補の選定

## (1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、センターの施設及び設備並びにセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

## (2) 審査の項目

ア 運営方針

イ 財政基盤及び収支計画

ウ 施設運営の理念及び意欲

エ サービス提供・管理体制

オ サービス提供・管理内容

カ 危機管理体制

## (3) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という）を設置し、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は平成19年11月30日（金）までに連絡する。

イ 書類審査の結果適当と認められる申請者に対し、委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。審査に当たっては、審査基準に基づいて総合的に判断するものとし、委員会は非公開とする。

ウ プレゼンテーションは12月中旬に実施予定であり、その日程は、別途連絡する。

エ 委員会での審査後、結果について速やかに申請者あてに通知するとともに、申請者氏名及び採択理由については、県のホームページ上で公開する。

## 9 指定管理者の指定及び協定の締結

## (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要である。8の(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、平成20年2月定例島根県議会へ上程し、議決されれば、指定管理者の指定となる。

## (2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、提案の内容を踏まえ、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、島根県立産業高度化センターの管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限定する。

## 10 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

## 11 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。  
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

## 12 留意事項

- (1) センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成20年2月上旬予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (2) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (3) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。  
ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。  
イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 島根県立産業高度化支援センター条例、規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

## 13 募集要項、仕様書の配付等

- (1) 配付期間 平成19年10月9日（火）から平成19年11月8日（木）までの（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- (2) 配付時間 午前8時半から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く）
- (3) 配付場所 14に記載する場所

## 14 問合わせ先

郵便番号 690 - 8501

住所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県商工労働部産業振興課地域産業創造グループ

T E L 0852 - 22 - 5289

F A X 0852 - 22 - 6080

---

正

誤

---

ページ	行	誤	正
6	下から20	島根県庁及び飯南町役場	島根県庁並びに雲南市役所及び飯南町役場